１　会　議　名	令和３年度　第２回津市男女共同参画審議会
２　開催日時	令和３年１２月１５日（月）午前１０時～正午
３　開催場所	津市リージョンプラザ　第１会議室
４　出席した者の氏名 （敬称略）	（津市男女共同参画審議会委員） 東福寺一郎会長、稲垣裕子、鵜飼みわ、笠井瑞穂、佐藤ゆかり、松林秀典、森本和秀、山本久恵 （事務局） 人権担当理事　松下康典 男女共同参画室長　藤田善樹 男女共同参画担当副主幹　渡邉登美子 男女共同参画担当主査　井口弘美 （欠席委員）前山都子副会長、太田増一、金児美和子、瀧口嘉之
５　内　容	１　第３次津市男女共同参画基本計画に基づく令和２年度施策進捗状況について ２　第４次津市男女共同参画基本計画策定に向けての男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査について ３　その他
６　公開又は非公開	公　開
７　傍聴者の数	０人
８　担　当	市民部男女共同参画室 電話番号　059-229-3103 Ｅ-mail　229-3103@city.tsu.lg.jp

・議事の内容　　　下記のとおり

事務局	＜開　会＞ 　お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただ今から令和３年度　第２回津市男女共同参画審議会を開催させていただきます。 　本日は、ご多用のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。 　議事に入るまで進行役を務めさせていただきます男女共同参画室室長の藤田でございます。 よろしくお願いいたします。 　それでは、まず初めに人権担当理事より、御挨拶申し上げます。
人権担当理事	本日は、ご多忙のところお集まりいただき、誠にありがとうございます。 「令和３年度　第２回津市男女共同参画審議会」の開催にあたりまして、一言ご挨拶させていただきます。 　本日の議題といたしましては、「令和２年度実施状況報告書　案　」について、ご審議いただきます。 　第１回審議会の後、２回の検討委員会を重ねていただきまして、資料１の案の取りまとめを行いました。検討委員の皆様におかれましては、大変ご多用の中、報告書案の取りまとめにご尽力を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。 　来年度には、次期計画となる第４次津市男女共同参画基本計画を策定する予定です。女性活躍の更なる推進に向け、より実効性の高いものへとつなげていくためにも、現行の計画に掲げる各種施策について、忌憚のないご意見をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

	もう一つ、来年度の大きなお話として、組織体制の見直しがございます。具体的には、現在、男女共同参画室は、市民部の人権課内の室として位置づけられておりますが、来年度は市民部市民交流課が所管する多文化共生に関する事務との連携を図りつつ、性別、国籍、民族等に捉われず、互いの違いを認め合うダイバーシティ社会の推進に取り組んでいくため、市民交流課男女共同参画室に改編となります。担当する部長級職員は、現在の地域連携担当理事に代わる新しい役職となる交流連携担当理事が担うことになりますので、よろしくお願い申し上げます。 以上、簡単ではございますが、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。
事務局	**＜定足数、公開審議＞** 本日の審議会は、委員 12 名中、８名の出席をいただいておりますので、津市男女共同参画推進条例第 18 条第２項の規定により成立しておりますことを、ご報告いたします。 なお、本審議会につきましては、津市情報公開条例第 22 条及び第 23 条の規定に基づき公開審議とし、議事録作成のため、録音と写真撮影をさせていただきます。ご了承のほどよろしくお願いいたします。 それでは、会議に入ります前にお手元の資料確認をさせていただきます。 ・事項書 ・資料１　第３次津市男女共同参画基本計画令和２年度実施状況報告書（案） ・市民、事業所意識調査　調査表 ・情報紙　「つばさ」 ・フォーラムチラシ 以上です。不足する資料はございませんか？ それでは、議事進行を東福寺会長にお願いしたいと思います。 東福寺会長、よろしくお願いいたします。
東福寺会長	大変ご多忙の中、ご参集いただきましてありがとうございます。 昨今、日本の中では新型コロナの状況も落ち着いてまいりまして、去年に比べると少し心やすらかに年末年始を迎えることができると思っていましたが、海外ではオミクロン株という厄介なウイルスが出てまいりまして、大変猛威をふるっております。日本の中では年明けに向けて低い水準で推移していってほしいと願っております。 さて、今日は先ほどご挨拶にもありましたように、特に令和２年度実施状況報告書を集中的にご審議いただきたいと思っています。これについては、すでに委員のみなさまからご意見を頂戴しておりますので、更にそこから気が付いたことがありましたら、ぜひご意見を頂戴したいと思っています。よいものにしたうえで、市長及びに市民へ公表したいと思っていますので、よろしくお願いします。 それでは議事に入る前に、前回ご欠席でした山本委員様から一言ご挨拶をいただきたいと思います。
山本委員	三重労働局の山本でございます。前回業務の関係で欠席しまして、申し訳ございません。今日はよろしくお願いします。
東福寺会長	それでは、お手元の事項書に沿って進めさせていただきます。 **＜議　題　１＞** **第３次津市男女共同参画基本計画に基づく令和２年度実施状況報告書について** 第１回審議会の後、委員の皆様へ施策進捗状況シートをお配りし、基本計画に掲げる 64 事業に関する令和２年度の取組状況について、ご意見を頂戴しました。 そして、いただきましたご意見を基に、２回の検討委員会を開催し、資料１のとおり報告書（案）を作成いたしました。 本日は、この報告書（案）についてご審議いただき、審議会から市へ提出する報

	告書として内容を確定していきたいと考えております。 それでは、この報告書の取り扱いについて、先に事務局から説明をお願いします。
事務局	令和２年度実施状況報告書については、事項書の下部に書きましたとおり、本日の審議を踏まえ、今月中には内容を確定し、市長へ報告した後、市 HP への掲載にて市民へ公表していきたいと考えております。 そして、各事業の担当部署に対しては、当報告書をフィードバックし、来年度以降の事業へ意見を取り入れていただけるよう依頼していきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
東福寺会長	それでは、早速、資料１「報告書」について内容を確認していきたいと思います。 事前に資料をお配りしてご意見を頂戴しました。いただいたご意見は、ページ数の修正など軽微なものでしたので、修正済みです。ページごとに文章の確認を進めていきますので、ご意見がある方は発言をお願いいたします。 では、はじめに、表紙と「はじめに」のページについて、ご意見がある方はお願いします。 「はじめに」については検討委員会にもかけていないものになるので、いかがでしょうか？
山本委員	「次年度の方向性」というのがありますが、次年度の内容でしょうか？来年９月に育児介護休業法の改正されますので、来年度のところに一言入れていただけるのであれば、とても助かるのですが、昨年度のことであれば入れていただく必要がないのですが。
東福寺会長	これは令和２年度の報告書についてになります。
山本委員	わかりました。
東福寺会長	他はいかがでしょうか。
佐藤委員	３段落目のところに、ジェンダー・ギャップ指数のことが書かれていますが、前回よりもひとつ順位を上げたが、「政治分野での女性活躍の低迷により」とありますが、経済分野も入れたらどうでしょうか？その段落の最初に経済分野のことが書いてありますので。
東福寺会長	「政治・経済」でいいですか？
佐藤委員	はい。
東福寺会長	では、「政治・経済」と修正します。 他はいかがでしょうか？
山本委員	女性活躍推進法が改正されました。次の４月から施行されるところがありますので、「国は女性の職業生活における」と書いていただいていますが、来年４月から改正法が施行されます。それはいかがですか。
東福寺会長	来年のことですか。
山本委員	改正女性活躍推進法が施行されて、これまで 301 人以上の企業に行動計画策定届の策定が義務付けされていたのですけれども、対象が拡大いたしまして、101 人以上の企業に拡大されますので、今、それに向けた周知、啓発をしておりまして、「打ち出してはいるが」と否定形にはなっていますけれど、改正女活法が施行されて、対象が拡大されるというのを、もしお書きいただけると、これからの話に沿っているのではないかと思います。
東福寺会長	ということは、そういう方針を打ち出してはいるということも書くということですね。

山本委員	打ち出しているというところではあるのですが、十分ではない部分があったかもしれませんので、法律が改正されて、対象が拡大しています。それを入れていただいたほうが、今の形には沿っているのではないのかなと。
東福寺会長	では今のご意見を踏まえて、若干文章を変えたいと思います。
佐藤委員	それとも、基本目標Ｉの中のところで、該当するところに審議会からの意見として書けないでしょうか。
東福寺会長	今の山本委員の意見をでしょうか、例えばどこにでしょうか。
佐藤委員	市職員でしたら、事業 15 ですけれど、市民全体では難しいですね
東福寺会長	基本目標Ｉの事業ごとになると、少し難しいかと。 山本委員の趣旨に十分に添えるかどうかわかりませんが、少し考えて、直してみたいと思います。
事務局	先程山本委員からいただきました、女活法の関係ですが、令和２年６月一部施行となって、令和４年４月からいわゆる従業員が少ないところも拡大されるということですが、その辺も踏まえて、「施行されましたが、新たに令和４年４月からは対象が拡大する」というような文言で、こちらに入れるよう整理させていただきます。
東福寺会長	他はいかがでしょうか。 よろしければ、目次の部分はページ数などでお気づきの点はありませんか。 では１ページ、第３次津市男女共同参画基本計画　施策の体系について、この図表について何かお気づきの点はありますでしょうか。 ないようでしたら、続いて、基本目標における各事業の取り組みの審議会からの意見に移りたいと思います。 これについては、基本目標ごとに進めていきたいと思います。まず、基本目標Ｉ　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発と普及について、2 ページから 12 ページについて、お気づきの点がありましたら、お願いします。
山本委員	９ページのところで、育児・介護休業制度のことを書いていただいていて、職員の方の取得率を書かれています。さっきの話の続きで、育児・介護休業法が改正されますので、公務員の制度もそれに倣って変わると思うんですが、できるだけ長くと書かれていて、それでいいのですが、今度「産後パパ育休」というのができまして、分割して取れるようにということができますので、地方公務員の方の法律がどのように変わる見込みであるか、私も承知しておりませんが、もし次年度の方向性のところで書けるのであれば、加えて「産後パパ育休」制度の周知ですとか、どういったことを支援していくのかというお知らせになると、さらに男性の方が取りやすくなるのではないかなとは思います。
東福寺会長	例えば「次年度以降の改善に繋げられたい」の部分を今のご意見を踏まえて、法改正の趣旨を踏まえて繋げられたいといったふうにしていただければと。
山本委員	「産後パパ育休」と厚生労働省はそういう名称を出して、男性の取得促進の取り組みをということで、制度自体は来年の 10 月から義務になります。４月から制度が円滑に取れるようにということで、企業内で研修をしなさいとか、雇用環境の整備に向けた取り組みをしなさいというのを、企業に義務付けていきますので、おそらく公務員もそれに倣った中身になっていくのではないかと思います。
東福寺会長	ありがとうございます。その辺文言加えてください。
事務局	先程のところに文言を「その他制度を含め」という形で修正をします。

東福寺会長	基本目標Ⅰについては、よろしいでしょうか。 では、続きまして、基本目標Ⅱについてご意見を伺います。13 ページから 17 ページです。
鵜飼委員	16 ページの下の部分に「今年度、１名誕生しました」とありますが、「誕生しました」というのは意図してなのかな、と。ほかの書き方はないかなと思いました。
東福寺会長	これは、女性消防吏員は全体的に男性に比べて少ないと、少ない中で幹部職が一人誕生したということがいいたいんですよね。どういうふうにしますか。
佐藤委員	登用っていいますね。 これは基本、担当課から報告されたものではないのですか？
事務局	２年度の取り組みの部分は担当課からのもので、ご審議いただきたいのは、右側の審議会からの意見の部分になります。
東福寺会長	ではこのままでよろしいですか。
鵜飼委員	はい。
東福寺会長	他はよろしいでしょうか。 よろしければ続いて、基本目標Ⅲに移ります。18 ページから 28 ページです。 同じ 18 ページで審議会からの意見として「LGBT への配慮」とありますが、最近は LGBTQ になりつつあると思うので、Q を入れたほうがいいと思います。
稲垣委員	19 ページの「表から」が「おもてから」だと思うのですが、「ひょうから」と読めます。周囲から見えない、実態は周りから見えないという表現であれば、「周りから」でいかがでしょうか。
山本委員	23 ページで真ん中の欄は違うということですが、「婦人相談員」という方がいらっしゃるんですよね。ちょっとイメージとして、うちも機関名にかつては「婦人」とついていた時期もあるのですが、若い人が自分は対象になるかどうかと迷われたりしないかなと、私の意見ですが。
東福寺会長	法律の用語として使われていますね。
事務局	売春防止法に基づき設置しなければならないものになっており、その用語が「婦人相談員」と呼んでいます。お客様には「女性相談」という呼び名になっていますが、相談員の資格としては「婦人相談員」となります。
東福寺会長	この辺は国が変わるように働きかけていかないと
山本委員	うちは（労働局の機関で）以前「婦人少年室」という組織名だったのですが、次は「女性少年室」となって、いろいろ変遷して今の名前になったのですが、「婦人」という言葉は使わなくなっています。ので、今も相談員の方の名前に残っているのだなと思いまして。
佐藤委員	「婦人相談所」もまだ残っていますよね。
事務局	県や市は、売春防止法に基づいて設置しています。
東福寺会長	国が変えないと、変えられないんですね。
事務局	そうですね、役職の名前としては変えられないです。
佐藤委員	ただ、売春防止法の法律に基づいて設置されたんですが、今、実態としては DV の被害者を支援する場所になっていますね。

事務局	法律用語となっておりますので、この文言はこのままにお願いします。
東福寺会長	他はいかがでしょうか
鵜飼委員	24 ページの「LGBT 等」も「LGBTQ 等」でいかがでしょうか。
東福寺会長	そうですね、Q を入れたほうがいいですね、委員会からの意見の部分ですので。
稲垣委員	25 ページの「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の頭の部分ですが、「図書リストのテーマの一つとして取り上げたことはよい工夫であったと評価できる」とありますが、「何を」というのがないので、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツを図書リストのテーマの一つとして」としたほうが文章として読みやすいと思うのですが、どうでしょうか。いきなり「図書リストのテーマの一つとして」とすると「何を」ともう一回読み直さないといけない感じがして。先に入れられたらどうかなと思います。
東福寺会長	いかがでしょうか。
事務局	「何を」があった方がわかりやすいかとは思います。
東福寺会長	「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」を知ってもらうためにも、もう一回入れましょうか。読みづらいというご意見だったので、入れましょう。 他はいかがでしょうか。 次に行ってもよろしいでしょうか。 では、基本目標Ⅳに行きます。人権が尊重される環境の整備、29 から 38 ページのところでご意見を頂戴します。
稲垣委員	32 ページ右側（中段）２段落目でハラスメントを優先した取組みについて、三部署が連携し、とあるのですが、三部署はどこの三部署ですか？
東福寺会長	これは人権課、男女共同参画室、商業振興労政課です。
稲垣委員	左読んでもそこが書いてありますか？その前後を読んでも三部署が読み取れないので。手前（中段の原課取組み欄）は関係部署と連携しながらと書いてあったので、わからなかったです。
事務局	人権課・男女共同参画室・商業振興労政課の三部署が、という形でいかがでしょうか。
東福寺会長	具体的にということですね。 同じページ（上段）で原課の取組みで「LGBT」とありますが、Q を入れてもいいですか。それともこのままがいいですか。
事務局	戻って担当課に確認します。
稲垣委員	37 ページですが、コロナ禍において女性の人権は以前よりもさらに困難な事態に陥っており、とありますが、「女性の人権が困難な事態」がわかりにくいと思います。
東福寺会長	佐藤さん何かありませんか
佐藤委員	「おびやかされており」はどうでしょう
東福寺会長	以前よりもおびやかされており
稲垣委員	女性が困難というところがちょっと

東福寺会長	女性の人権は以前よりもおびやかされており、でどうでしょうか 他になければ「女性の人権は以前よりもおびやかされており」に改めたいと思います。
松林委員	さっきの女性の人権の部分ですが、女性にとらわれる必要があるのかな、と。子供たちの問題もこのコロナ禍で出てきたと思うので、さまざまな人権問題は、とか。やっていることが人権を考える講習会と書いてあって、身近な人権問題と重ねて取り上げられるようとあるので、女性の人権というところにスポットを当てすぎない方がいいのかなと。
佐藤委員	それについては、この人権教育課は、子どもの人権とか被差別部落の問題とか、そういうのはしっかりやってくれているんですが、女性の人権についてはなかなかやってくれないという実態があるので、ここは女性の人権というのをしっかり謳った方がいいのかな、と私は考えます。
東福寺会長	他の人権がおびやかされているというのを加えたらどうでしょう。コロナ禍においてとりわけ女性の人権などとしてはどうでしょうか。確かに女性の人権はコロナ禍において厳しい状況になることは必須なので。「とりわけ女性の人権は以前よりもおびやかされており」ということで、よろしいですね。 続いて、基本目標Ⅴ　男女共同参画のさらなる啓発と推進体制の強化　に移ります。39 ページから 49 ページになります。
佐藤委員	先程来、山本委員がおしゃってみえる、法改正の問題を 41 ページの 55 の事業、特に商業振興労政課のところの審議会からの意見に付け加えたらいかがでしょうか。
東福寺会長	表現としてはどうしましょうか
山本委員	41 ページの最後のところでも、42 ページでも、改正女活法、改正育介法についても、と「改正」と付けてもらうだけでもいいと思います。
東福寺会長	女活法と育休法の前に改正とつけると。
事務局	確認させてください。42 ページの４行目ですよね。
山本委員	４行目の最低賃金以外にも均等法、改正女活法、改正育介法、と。
稲垣委員	略さずにしっかり書くと長いですか。どんな法律なのか正式名称を書くと長いんですね。正式名称入れてもいいかと思います。
東福寺会長	育児介護休業法くらいならいいですかね。
佐藤委員	女活法も、１ページに女性活躍推進法とあるので、これくらいの長さでどうでしょうか。
事務局	改正女性活躍推進法、改正育児・介護休業法、男女雇用機会均等法と表記します。
東福寺会長	44 ページの意見のところで、内閣府男女共同参画局からも固定的役割分担とありますが、性別を入れたほうがいいんじゃないですかね。固定的性別役割分担。 他いかがでしょうか。 ないようでしたら、これで基本目標のところは以上としまして、続いて 50 ページから 52 ページのところ、数値目標の推移、これについてお気づきの点がありましたらご意見いただきたいと思います。
山本委員	男性の休業の取得率ですが、厚生労働省の毎年の基本調査によりますと、男性の

	育児休業取得率は、取得率自体は 7.48 だから、低くはないですね、10.0 ですもんね。男性の育児休業取得者がいた会社が、12.65％らしいです。だからこの目標自体は上回ってはいるんですね。失礼しました。
東福寺会長	はい。これただ、令和２年度の現状値が 11.1％で、令和４年度の目標値が 10.0％、かっこで 2020 年度と書いてありますが、これはどういう風に解釈すればいいですか。
事務局	これは、この計画が平成 30 から（令和）１、２、３、４、と５か年計画で作っていまして、策定した当時、５年後の目標として 2022 年に 10.0％としています。計画の５年の間に超えたら、超えた数値となります。
山本委員	やはり民間の男性の育休取得率は 12.7％でした。それよりは低いですけれども。
稲垣委員	この書き方だと 2020 年度に 10％の目標を立てたみたいに見えますよね。
東福寺会長	そうですね。欄外に文章で説明してもらった方がいいですか。
稲垣委員	2018 年時目標とか。
事務局	例えば、2016 年の計画策定時の欄のその右側に 2022 年度（目標値）を対比して入れて、その右側に現状として 2018 年度、2019 年度を載せるとか、一番右の数字は策定当時の目標、いわゆる未来の目標というふうにできます。
稲垣委員	2022 年度目標値は 2016 年策定時に未来を考えて立てたものということですね。注意書きを書いてもらったほうが。
東福寺会長	そうですね、注意書きを書いてください。 　では、他にないようでしたら、参考資料の部分に移ります。 参考資料には名簿と審議経過がありますが、これにお気づきの点はありますか。 　全体を通してなにか、お気づきの点、言い忘れた点がありましたら、今お聞きしますがいいかがでしょうか。 特にないようですので、この資料１につきまして、貴重な意見を賜りまして、ありがとうございました。 　本日、頂きましたご意見を踏まえ、最終的なとりまとめについては、会長に一任していただきたいと思いますが、いかがでしょうか？ （異議なし）
東福寺会長	それでは、私が取りまとめをさせていただき、報告書の確定版を全委員の皆様へ送付させていただきます。 　その上で、男女共同参画室を通じて、市長へ報告し、12 月末を目途に市民へ公表していくこととします。 このことについて、ご意見やご質問はございませんか？ ないようですので、続きまして、議題の２に移ります。 **＜議　題　２＞** **第４次津市男女共同参画基本計画策定に向けての男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査について**
東福寺会長	議題２につきまして、事務局から説明をお願いします。
事務局	今年９月に実施しました、第４次津市男女共同参画基本計画策定に向けた市民及び事業所意識調査についてですが、市民意識調査については 3,000 通送付し、1,011 通の回答があり、事業所調査については 692 事業所に送付し、312 通の回答があり

	ました。現在事務局で集計等の作業を行っております。 この意識調査の報告書については、１月上旬に審議員の皆さまに報告書案を送付し、ご意見をいただきたいと思っております。そのご意見をもとに、１月末に検討委員会で検討していただき、調査結果報告書の案を作成、その後、２月中旬に審議会でご審議いただき、３月に公表したいと考えております。
東福寺会長	ただ今の説明について、ご意見やご質問がありましたらお願いします。 前回に比べると少し回収が悪かったようですが、率にすると 30%を少し超えるくらい、33%くらいですかね。事務局で大変な作業をしていただいています、何とか１月上旬までに取りまとめをお願いします。 ご質問、ご意見がないようでしたら、続きまして「その他」に進みたいと思いますがよろしいでしょうか。
山本委員	先程の報告書の「はじめに」の部分ですが、女性活躍推進法の施行が平成 27 年施行とありますが、28 年です。法律の施行が 28 年４月１日ですので。
事務局	修正します。 **＜議　題　３＞** **その他**
東福寺会長	それでは続きまして、議題３です。事務局より発言がありますので、事務局お願いします。
事務局	３点ほどお話したいと思います。 １点目につきましては、チラシを配らせていただきましたが、つばさと先日開催しましたフォーラムのチラシをお配りしました。まずつばさについてですが、これにつきましては、男女共同参画室と、公募の一般の委員で年に２回発行しているものです。記事については毎回編集委員で考えまして、今回は市内で活躍する女性ということで取り上げまして、みえ防災コーディネーターという方がみえまして、三重大学での三重防災コーディネーター養成講座を受けてコーディネーターの認定を受けて、地域の防災活動や研修に参加して、いわゆる防災の活動を行っている方にインタビューさせていただいたことを記事にしました。こういった防災については東日本大震災もあり、非常に関心が強いことですので、女性目線での防災についてインタビューできたことはいいことかな、と思いまして、記事にさせていただきました。よろしければ中身をご一読ください。 ２点目ですが、津市男女共同参画室と公募のフォーラム実行委員会の協働で 11 月 27 日に津リージョンプラザで男女共同参画フォーラムを開催しました。中身につきましては、お城ホールの催しとしまして、オープニングで久居少年少女合唱団の合唱、鼻笛合奏団アミーゴの演奏、その後フォーラム実行委員会で独自の紙芝居を作っておりまして、そちらを２本上映をし、男女共同参画の推進を図りました。メインになりますが、金澤泰子さん、翔子さんという書家の方になりますが、お母さんと娘さんで、娘さんはダウン症で障がいをお持ちですが、小さいころからお母さんから字を習いまして、大河ドラマで平清盛がありましたが、それの始まりの字を書かれた方です。この方々に講演をお願いしまして、書の実演もしていただきまして、その後お母さんからも講演をいただきまして、ジェンダー平等などを考えるきっかけとなるようなフォーラムを開催しました。それとともに、チラシの裏ですが、展示発表がありまして、男女共同参画の団体さんが日頃の活動や取り組んでいることを、展示、発表していただく場として展示を設けさせていただきました。官民一体となって、男女共同参画の推進のため先月開催をしましたので、報告します。
東福寺会長	ただ今の報告につきまして、何かご意見ありましたらお願いします。 このフォーラムの参加者数はわかりますか。
事務局	今回はコロナの関係で座席数を 600 席あるうち半分の 300 名で募集をしました。

	抽選にはなりましたが、入場につきましては 240 名弱、８割くらいで開催しました。
東福寺会長	それ以外の展示の参加者数はわかりますか。
事務局	展示の参加者については 200 名程でした。これについては講演会に来た人も展示のみに来た人もみえます。
東福寺会長	他はいかがでしょうか。
佐藤委員	最初のお話にあった、市の組織改革で、男女共同参画室が市民交流課に入るということについて、少し意見です。男女共同参画が政策の根幹に位置付けられなかったのは非常に残念です。ただ男女共同参画室というのはきっちり残ったので、それは大変ありがたいなと思っています。今後は多様性の中に男女共同参画が埋没しないように行政としてはがんばっていただけたらなと思います。
東福寺会長	他はいかがでしょうか。 ではないようですので、事務局がもう一点ありますか。
事務局	もう一点お話をさせていただきたいのが、先程の施策実施状況の 22 ページの男女共同参画室の相談事業の充実というのがありますが、われわれの室で行っている弁護士による相談をやっております。これにつきましては合併当初からずっと女性のための弁護士相談として、社会的、地位的にも男性に比べて女性の方が経済的にも困窮しているということで、そういう方々の状況を支援するという形で始めた事業になります。長年やっているなかで、平成 31 年４月から女性のための相談だったものを色々な事情で男性にも枠を広げて男性も女性も可能になるように、弁護士相談を変更しています。２年半、そのように運用をしていまして、運用はうまくいっているのですが、男性も女性も受けられるということで、男女共同参画室が実施しているというと、女性のための相談というのを重きに置いた考え方が必要ではないかと思います。いったんは女性限定から男女へ枠を広げたのですが、再度女性限定にしてしまうと市民サービスの低下という面ではしにくい面があります。女性のための相談という部分を押したいというのもありまして、一日８枠ありますが、その中である程度女性優先枠というのを設け、残りの枠を男女で抽選するというふうに変えていきたいなと考えています。まだ具体的には決まっていませんが、もう一度原点に戻った形でやっていきたいと思っておりますので、ご報告します。
東福寺会長	市民の相談の窓口を少し女性にシフトするというお話ですけれども、いかがでしょうか。ただ今の市の報告について、何かご質問ご意見がありましたらお願いします。 この８枠のうち、女性が優先されて、残りは男女で抽選なんですか？
事務局	そうですね、毎回申し込みが多く抽選になっていますので、男性でも女性でも申し込みがあれば一つのテーブルで抽選をしていまして、当選した方に来ていただいていますが、それですと男女平等なりますが、いわゆる女性のためのとなると、本当に受けたい女性の方が落ちたりしますので、できたら当初の目的も鑑みて、女性が多く受けられるような形でもう一度考えていきたいです。
東福寺会長	その相談者は男女で、相談を受ける人は男女どうなんですか？
事務局	相談を受ける弁護士は委託をしていまして、女性の弁護士おひとりです。
東福寺会長	わかりました。 他はいかがでしょうか。 それでは、本日、予定しておりました議題はすべて終了いたしました。委員の皆様には、スムーズな会議進行にご協力ありがとうございました。 これ持ちまして、第２回津市男女共同参画審議会の審議を終了いたします。 それでは、進行を事務局へお返しします。

事務局	東福寺会長、議事運営ありがとうございました。 委員の皆様、長時間にわたりありがとうございました。 それでは最後に、理事の松下から、お礼を述べさせていただきます。
人権担当理事	本日は、長時間にわたり令和２年度実施状況報告書につきまして、ご意見いただきまして、ありがとうございました。 冒頭にも申し上げましたが、来年度は第４次津市男女共同参画基本計画を策定する節目の年度となります。また先程佐藤委員からご意見いただきましたけれども、この組織改編は決して津市の男女共同参画のこれまでの取組み、これが後退するのではなく、新年度入りましても、鋭意取り組んでまいりますし、プラスの部分、ダイバーシティの推進についても、男女共同参画についても考えていくという視点で組織が改編しますので、よろしくお願いします。今後も委員の皆様にはご支援ご協力を賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。 ＜閉会＞